

平成23年第4回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成23年9月29日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第33号 本巢市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第34号 本巢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第35号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第36号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第37号 平成23年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 認定第1号 平成22年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第2号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第3号 平成22年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第4号 平成22年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第5号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第6号 平成22年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第7号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第8号 平成22年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第16 発議第4号 介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める意見書について
- 日程第17 発議第5号 震災復興対策下における地方財政の安定・充実を求める意見書について
- 日程第18 発議第6号 真に地方の自由度を高めることができる一括交付金制度を求める意見書について
- 日程第19 発議第7号 電力の安定供給並びに地域独自のエネルギー導入促進を求める意見書について
- 日程第20 発議第8号 森林・林業の再生に向けた継続的・安定的な財源確保を求める意見書について
- 日程第21 常任委員会委員の選任について
- 日程第22 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第33号 本巢市税条例等の一部を改正する条例について
- 第4 議案第34号 本巢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第35号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 第6 議案第36号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

- 第7 議案第37号 平成23年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第8 認定第1号 平成22年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 第9 認定第2号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 第10 認定第3号 平成22年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 第11 認定第4号 平成22年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 第12 認定第5号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 第13 認定第6号 平成22年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 第14 認定第7号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 第15 認定第8号 平成22年度本巢市水道事業会計決算について
- 第16 発議第4号 介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める意見書について
- 第17 発議第5号 震災復興対策下における地方財政の安定・充実を求める意見書について
- 第18 発議第6号 真に地方の自由度を高めることができる一括交付金制度を求める意見書について
- 第19 発議第7号 電力の安定供給並びに地域独自の新エネルギー導入促進を求める意見書について
- 第20 発議第8号 森林・林業の再生に向けた継続的・安定的な財源確保を求める意見書について
- 追加日程第1 議会議長辞職の許可について
- 追加日程第2 議会議長の選挙について
- 追加日程第3 議会副議長辞職の許可について
- 追加日程第4 議会副議長の選挙について
- 第21 常任委員会委員の選任について
- 第22 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第5 議会だより編集特別委員会委員辞任の許可について
- 追加日程第6 議会だより編集特別委員会委員の選任について
- 追加日程第7 もとす広域連合議会議員の選挙について

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	船渡洋子
5番	臼井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	青木 一也
教育長	白木 裕治	総務部長	中島 治徳
企画部長	高田 敏幸	市民環境部長	高橋 卓郎
健康福祉部長	浅野 明	産業建設部長	坂井 嘉徳
林政部長兼 根尾総合支所長	奈良村 竜生	上下水道部長	杉山 尊司
教育委員会 事務局長	川村 登志幸	会計管理者	古田 浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	石川 博光	議会書記	安藤 正和
議会書記	五井 淳人	議会書記	白田 慶生

開議の宣告

○議長（道下和茂君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（道下和茂君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号12番 若原敏郎君と13番 瀬川治男君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（道下和茂君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

総務企画委員会から御報告申し上げます。

9月21日午前9時から、本庁舎第1委員会室において、総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には、委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件1件、協議案件2件を、総務部、企画部の順で慎重に審査・協議を行いました。

付託案件、議案第33号 本巢市税条例等の一部を改正する条例について、協議案件、議案第35号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんでした。

協議案件、認定第1号 平成22年度本巢市一般会計歳入歳出決算についての質疑では、上真桑地内の市有地の使用料徴収について、電源立地地域対策交付金の使途についてが質疑ありました。

以上、報告いたします。

○議長（道下和茂君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 鵜飼静雄君。

○文教福祉委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、文教福祉委員会の報告をさせていただきます。

9月22日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において、文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には、委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、白木教育長、各所管部局長ほか関係職員の出席を求め、付託案件4件の審査、協議案件2件について、市民環境部、健康福祉部、教育委員会の順で慎重に審査・協議をいたしました。

付託案件、議案第34号 本巣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、認定第3号 平成22年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、認定第4号 平成22年度本巣市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についての審査では質疑はありませんでしたが、認定第2号 平成22年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての審査では、不納欠損額の内容と処分に至る経緯について、国保事業の趣旨の明確な位置づけについての質疑がありました。

続いて、協議案件の協議に入り、議案第35号 本巣市一般会計補正予算（第2号）については質疑はありませんでしたが、認定第1号 平成22年度本巣市一般会計歳入歳出決算についての協議については、河川への不法投棄に対する住民啓蒙について、全国大会出場選手の激励について、教育相談事業の現状について、学校給食費の滞納についての質疑がありました。

執行部退席後、意見書の協議を行いました。

介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める意見書、また、もう1点は、拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書、この2件については、慎重に協議をいたしました。全会一致を見ることができませんでしたので、今回は委員会としては取り扱わないことといたしました。

以上、報告といたします。

○議長（道下和茂君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 若原敏郎君。

○産業建設委員会委員長（若原敏郎君）

産業建設委員会から報告します。

9月26日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において、産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には、委員6名と議長が出席し、藤原市長、青木副市長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件4件、協議案件4件について、産業建設部・林政部及び上下水道部の順に審査・協議をいたしました。

初めに、8月25日の豪雨と台風12号により被災を受けた根尾地域の災害現場を視察しました。昼食休憩後、午後1時30分に会議を再開し、産業建設部・林政部関係の議案第35号 平成23年度本巣市一般会計補正予算（第2号）についてから協議に入りましたが、議案第35号は質疑はありませんでした。

認定第1号 平成22年度本巣市一般会計歳入歳出決算については、森林整備に関する補助金が削

減されている現状について、繰越明許事業の発注状況について、耐震補強事業の現状と耐震診断事業の啓蒙について、西部連絡道路の整備スケジュールについて等々の質疑がありました。

続いて、上下水道部関係の案件の審査・協議に入り、付託案件のうち、認定第5号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、認定第7号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について、認定第8号 平成22年度本巢市水道事業会計決算について、協議案件では、議案第35号・議案第36号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、議案第37号 平成23年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について、さらに認定第1号については質疑はありませんでしたが、認定第6号 平成22年度農業集落排水特別会計決算については、各施設の加入率について、下水の普及に向けての取り組みについての質疑がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（道下和茂君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第33号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第3、議案第33号 本巢市税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第33号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

じゃあ審査の結果を報告申し上げます。

議案第33号 本巢市税条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

審査をいたしました、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案どおり可決するものと決定いたしました。以上でございます。

○議長（道下和茂君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

質疑については、付託の前の質疑で二、三申し上げました。委員会では、そうしたことについての論議がなかったということなので、あえて質疑は行いませんが、討論はさせていただきたいというふうに思っています。

前に指摘しましたように、今回の内容については、前進部分もございますけども、同時に、一つは不申告に対する過料が3万円から10万円と、3倍以上の引き上げがなされる。本巢市にはそうした不申告の例はないという報告がありますけれども、しかし、いずれにしても、こうした上げ方というのはちょっと異常ではないかというふうに思います。

同時に、何よりも今回、大資産家向けの証券優遇税制を2年間さらに延長するという内容が含まれている。このことについては到底理解できないし、その一方で庶民増税が今進められようとしている。こういうことを考えたときに、本条例改正に賛成するわけにはいかないということで反対討論とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。
原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

それでは、賛成討論をいたします。

本巢市におきましても、国保の健全運営をしようと思ったら本当に大変なことでありまして、前回3月、去年の3月に大変上げることになりましたが、その前、医療費の増加ということで、大変上げることによって、また今度下げました。そういうようなことで、今回、これもいたし方ないかなということを思いますので、賛成をいたします。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第33号 本巢市税条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（道下和茂君）

日程第4、議案第34号 本巢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第34号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 鵜飼静雄君。

○文教福祉委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、報告いたします。

議案第34号 本巢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

審査をいたしました、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（道下和茂君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第34号 本巢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第35号（質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第5、議案第35号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

1点だけ伺いますが、10ページと11ページ、歳入歳出それぞれで消費者行政の活性化事業が計上されています。これにつきましては、平成21年度からさまざまな取り組みをしてきているところだと思いますが、今回、補正に上げられたその内容と、それを踏まえつつ今後の計画、あるいはどういう体系でそういった消費者行政の活性化を進めていこうとするのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

消費者行政の案件につきましてお答えさせていただきます。

消費者行政のホットラインと申しますか、県がやってるホットラインでございますが、ホットラインのほうは8月23日をもって、実はホットラインに電話をかけると、それが自動的に郵便番号入ることによって、県から関係市町村へ電話が回ってくるということになったわけでございます。

そのことから、職員の質の向上というものを図るために、そのホットラインに対する回答を市町村でしなければならないということのための研修の費用でございます。今、対策監でございますが、対策監と職員1名という形で2名の研修費用でございます。これは今後のこともございますので、順次、職員の質の向上を図っていきたいというものでございます。

それと、資料の関係でございますが、今まで前対策監が老人クラブ等でお話という形だけで進めておったわけでございます。資料関係というのはほとんどなかったもので、どちらかといえば主が県でございましたので、パンフレット等あれば県からいただいたというような形でございますが、独自でやっていくという形に、ホットラインだけでございますが、ホットライン以外は、消費者相談とか多重債務につきましては今までどおり県が行っとるわけでございますが、そのホットラインがなくなったことに伴いまして、老人クラブ等々へ講演、講習という形で行うために、消費者の生活安全ガイドとか、また、特にお年寄りにかかってきます電話でございます、加入電話とかいろいろございますが、そういうための啓発の資料でございます。以上でございます。

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この消費者行政の推進の活性化に向けて、恐らく全市町村がプログラムをつくって、21年度から24年度の4年間のプログラムがつくられてますね。その中に、今言った、今説明がありましたホットラインというのは、例えばこの中で生活・環境に取り組む施策とか目標の中に、これパイオネットと読むんですかね、これのことを指してるわけですか。

ということと、それと、今までは基本的には県がやったことを、そういったこれを経費に、やっ

ぱり市町村が積極的に消費者行政について独自に取り組んでいくという、これからの新しい体系をつくっていかねばならない段階に来てるといふふうに理解しとけばいいのでしょうか。

○議長（道下和茂君）

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

今おっしゃいましたパイオネットの関係で、一部が市町村へ回ってくるという形でございます。相談内容見ておりますと、やっぱ同じ市内の中で顔が見えるという形を嫌われるのかもわかりませんが、相談件数としましては、21年度で7件、22年度で8件といったような状況でございまして、ホットラインによって任される件数もこれより多少はふえてくるのではないかなというふうには見込んでおるわけでございますが、今までどおり、先ほども申し上げましたが、県民消費者相談窓口、また多重債務者の相談窓口等は今現在もそのまま残っておりますし、まだ、今後なくなるという形も聞いておりませんので、私どもの対応もそのホットラインがなくなることによって多少ふえてくるということで、その対応の仕方も、先ほども申し上げましたが、質の向上を図っていききたいということも含めまして研修に出向かせたいなという形で、今回の補正を組ませていただいたところでございますので、よろしく申し上げます。

○18番（鶴飼静雄君）

はい、結構です。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第35号 平成23年度本巢市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第36号（質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第6、議案第36号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第36号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第37号（質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第7、議案第37号 平成23年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第37号 平成23年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 認定第1号（質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第8、認定第1号 平成22年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

では、4点伺います。

一つ目は、基金についてであります。

基金というのは結構量がございます、積立基金と運用基金と2種類に分かれておりますけども、いずれにしても、例えばこの基金を新しく設立したときに、もう随分前ですと、利子が6%、7%という時代に設立された基金もあります。そういった場合には、その利子でもっていろんな事業をやっというふうなことでつくられました。けれども、今は全く状況が変わってきている中で、利子を使って思いどおりの事業をしようというのはほとんど不可能になっています。そういった中でも、それでも本当に必要ならば一般会計から繰り入れ、繰り入れといいますか、それとあわせて事業を行うというような形が今行われているわけで、そうやって考えれば、やっぱり基金がもともとつくられたときの趣旨も踏まえつつ、やっぱり今の時代に合わせた見直しというのは必要ではないか。物によっては廃止、あるいは統合、そういったことも含めて考え直す必要があるんじゃないかというふうに、今回の決算を見てても改めて思いました。その点についてのお考えを企画部長にお伺いしたいと思います。

二つ目は、滞納の問題についてであります。

これは、税だけではなく、すべての滞納についてということで、ここで総務部長に、すべてのことを的確に言い切れるかどうかは別にしまして、一応、考え方を伺いたいと思います。

滞納というと、簡単に言うと、非常に悪質な滞納と、もうやむにやまれる滞納というのがございます。今の経済状況の中で、やむにやまれず、本当に離職を余儀なくされてという場合も生まれてきているのは事実だと思うんですね。そういう場合に、本当に悪質な人に対する対応と、本当に困っている人に、今じゃあどういう形で納税をしてもらうか、納税相談に乗って進めていくか、そのケースバイケースでやっぱりきめ細かな対応が必要になってくると思うんですが、そのあたりの取り組みの状況なり、今後の方針なりをお聞かせ願えればと思います。

三つ目は、不用額の問題でございます。

不用額については、事業報告書でも、ごめんなさい、事業報告書じゃなくて監査委員の意見、監査委員の報告書の47ページに、このように書いてあります。工事等の入札差金や経費の削減による不用額が生じた場合には、速やかに補正を行うか、次の執行に充てる財源とするなど、不用額の有効活用等についても検討されたいと。

これが今回、初めてこういう指摘があったのであれば、これから検討すればいいだろうと思えますけれども、毎年のように同じ、昨年を見ますと一言一句変わらず全く同じ指摘がされています。ということは、じゃあこの間どういう形で取り組み、これを真摯に受けて行政としてやってきたの

か、そのあたりの経緯をお聞かせ願えればというふうに思っています。

本来ならば、今、申し上げたように、21年度の決算についても全くこのことが言われた。それと今回は、ちょっと変わって、こういう部分で前進が見られたけども、なおかつさらにこれを努力してほしいという指摘になっておればいいわけですね、本来は。そうになってないという現実を踏まえて、じゃあこのことをどう受けとめ、今後どう生かしていくのか、改めてお伺いしたいと思いません。

四つ目でございますが、社会福祉総務費で国民健康保険会計の繰出金が、決算書の27ページでありますけども、ございます。これについて約2,000万円の不用額が出ています。不用額が出た背景は別にあえてお伺いはしませんけども、ただ、当初のときにも申し上げましたように、国保税の大幅な引き上げというような状況の中で、せつかく予算組んだものをあえて減額をというか、不用額として残すことがどうなのかなという思いがございまして、法定外の繰り入れとして活用するということは全く考慮のほかだったんでしょうか。その点だけお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（道下和茂君）

1点目の基金のあり方についてを、企画部長 高田敏幸君に求めます。

○企画部長（高田敏幸君）

最初の、今現在、本巢市にたくさんの基金がございまして、それにつきましてその目的とか利率等、時代にはそぐわなくなってきたので、見直しをしてはどうかという御質問だと思いますが、この件につきましては、本市になる前、合併の平成16年、合併時に、実は4町村で36の基金を持っておりました。このときに12の基金を統廃合しまして、16基金にいたしまして、御存じのとおり、今年度、情報基盤整備基金を新しく設けましたので、今現在は17基金になっております。

22年度末では、その金額につきましては約97億円というふうになっておりますが、その基金の中でも、先ほど議員が御指摘になったように、いわゆる積立型の基金といいますか、積み立てておいた基金を、ある目的の事業を行う場合にその基金を取り崩して使っていく基金と、そういった基金が13基金ございます。

それからもう一つは、運用型の基金といいますか、基金の利息ですね、果実によって事業を展開していくという運用型の基金、こういったものが4基金ございます。

また、その中でも個人からいただいた寄附をもとにした基金もございまして、それから地方交付税の措置によりまして設置した基金もございまして。そういったものを今後、今、言われましたように、やはり今後、基金の目的ですとか、あるいは必要性、あるいは利率、財政計画等を考慮しながら、今後、見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（道下和茂君）

2点目の滞納すべてにつきまして、総務部長 中島治徳君より答弁を求めます。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、滞納につきましてお答えさせていただきます。

特に住民税等につきましては、課税が、例えば退職されて翌年度課税という形でなってくるとい

うふうなところもございまして、給料も何ももらってないのに何でこんな税金を払わねばならんのかという御質問等も受けるわけでございます。

税につきましては、初めに督促出ささせていただいて、未納のお知らせ出ささせていただき、また催告書等を出ささせていただくわけでございます。そこで電話等によりまして面談をさせていただく。その面談をさせていただく中におきまして、先ほども議員の御指摘のように、やむにやむを得ず払えない人、また悪質といいますか、そんなような状況で払わない人等々でございます。そういう人に対して面談させていただくわけでございます。面談させていただきまして、その人の状況に応じて、月々払っていただく金額を決めさせていただきまして、収納させていただきとるところでございます。

税に対してもそうですが、今、収納支援システムというのが入っておりますので、税のほうでは料のほうもわかります。その料に対する滞納額もわかりますので、そのときに、同時に滞納者にはお知らせしておるわけでございます。

悪質者に対してということでございますと、債権等の差し押さえでございますが、平成22年度でございますと、債権の差し押さえで191件、不動産7件、動産28件、自動車1件ということで、合計227件の差し押さえをしております。こんなような状況で、これ22年度だけでございますが、過年度分もいろいろ同じようなことをやっております。そんなことで、悪質者に対しましては差し押さえをもって対応していただく。また、やむにやまれずに収入等がない方に対しては、その収入に応じた金額を対応させていただいておるというような状況でございます。以上でございます。

○議長（道下和茂君）

次に、3番目の不用額の経緯並びに速やかな有効活用についてを、高田企画部長に答弁を求めます。

○企画部長（高田敏幸君）

監査意見書の中の不が生じた場合についての速やかな補正とか、あるいは次の執行に充てる財源というような有効な活用について検討されたいという御意見が何年も続いているという御指摘でございますが、この不用額につきましては毎回言っておりますが、結局は事業をした結果、それぞれ職員が努力した結果もございまして、入札差金もございまして、そういった結果が出るのに、やはり出るのは3月、3月に補正しても何も使えないというようなことから、たしか四、五年前です、合併当初は確かに3月の補正予算の中で幾ら以上残っておるとか、何パーセント残っておるようなものについては、財政当局から指示を出しまして、決定をしておったのが現状でございますが、それ以降は、逆に3月に結局減額補正しても、その後の対応、事業が展開できないというようなこともございまして、そういったことで今現在は大きな補正以外はやっておりません。

その有効活用をいかにするかということでございますけれども、これが早く事業が、当然9月、12月までに終わって、3カ月で行えるような事業が当然あれば、そういうようなことも考えて実施をしなければならないと思いますけれども、今現在はそういったことで、事業が完結するのがおおむね3月末ぐらいになってしまうために、そういった3月に補正をするというようなことは、今現在

はしておりません。以上です。

○議長（道下和茂君）

次に、社会福祉関係の国保不用額等について、市民環境部長 高橋卓郎君より答弁を求めます。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

社会福祉総務費の国保会計の繰出金ですけども、議員の御指摘のとおり医療費が高騰し、22年度にも税率を一度上げさせていただいておりますけれども、国保会計にあります国保の基金からの繰入金も、予算を計上しておったのを繰り入れをしなかったということでありまして、それから日ごろ一般会計の繰出金につきましても、それぞれ項目ごとに目的を持った繰出金の額ということで、これを法定内の繰り出しとしてそのまま繰り出すということは考えておりませんでした。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

2点目の滞納の問題について、特に今回申し上げましたのは、どことは言いませんけども、あるところでは徴税のための収納係をつくって、名前が機動隊というところもございました。情け容赦なく取り立てるというやり方をしているところもありまして、もちろん税の公平性ということからやっぱり徴収するというのは原則ではありますが、同時にやっぱり今の状況の中で、先ほど言われたように、やむにやまれぬ、そういうふうな場合もやっぱり考慮しながら進めていくということが必要だと思うので、そういうこともあってお伺いしました。これは結構です。

3番の不用額については、もう一回ちょっと申し上げたいのは、一つは、もちろん先ほど部長が言われたように、9月とか12月あたりで不用額として明確になったものについては、補正を組んでその有効活用というのをやっぱりやるべきだろうというふうに思うのと、もう一つ、3月ではもう不用額で、ごめんなさい、補正しようと、不用額しようと、財政的には変わらないですね。

でも、我々にとっては、その年度の財政運営がどうなされていったのか、次年度に向かってどうなっていくのかというのは、決算出る前にわかるわけですね。22年度であれば22年度の状況というのは、3月で補正されてもわかるわけです。次に向かって、それなりにそれを踏まえた意見が言える。でも、今のままで3月やらなくてもいい。不用額で全部繰り越してやると、きょうしかないですね、しゃべる機会が。そうすると半年はもう飛んじゃうわけですよ。だから、それは必ずしも好ましくないんじゃないかと、こちらの立場では思うんですが、どうでしょう。

○議長（道下和茂君）

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

いろんな考え方がありますが、確かにそういった意味では、どれだけ残っておるのかということがわからないというのは、確かに決算書しかわからないということはありますが、我々サイドによりますと、3月にやってもやらなくても、残ったものは残ったものという考え方でおりまし

たが、一度、他市の状況も調べながら、今後また、そういったことについても少し勉強させていただきたいと思います。

○18番（鵜飼静雄君）

結構です。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この22年度の当初予算の反対討論では、そのとき、22年度で市長が新しい施策をいろいろ打ち出されたことについて評価しつつも、特に国民健康保険の問題に特化して反対意見を述べました。

今回の決算見ても、先ほど念のために質疑をしたわけでありますけれども、残念ながら同様の趣旨で、この認定には反対せざるを得ません。詳しい話は後の国民健康保険会計のときに申し上げたいと思いますけれども、一般会計が国保加入者の負担軽減に資するべきだというふうには私は思っております。特に22年度のような大幅な値上げをするようなときにはなおさらだというふうに考えています。当初予算のときにも、これだけ、この問題だけに限って討論しましたので、今回もその問題だけ申し上げて反対討論といたします。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありましたが、原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

それでは、賛成討論させていただきます。

22年度決算につきましては、適正に執行されているということを思っております。また、先ほどから余剰金の問題がありましたが、生活基盤、基盤整備というふうなことで、来年度、幼稚園とか等々をつくるということになっております。それで、やはり合併特例債等を利用できないということで、市費をたくさん使うということで、そういうものの余剰金を財調に回して、そして健全な運営をするということも大切だということを思っておりますので、この22年度決算に対して賛成をするものであります。以上であります。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第1号 平成22年度本巢市一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第9 認定第2号から日程第11 認定第4号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第9、認定第2号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてから日程第11、認定第4号 平成22年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてまでを一括議題といたします。

認定第2号から認定第4号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 鵜飼静雄君。

○文教福祉委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、報告します。

認定第2号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告します。

不納欠損額の内訳と対応についてはとの質問に対し、旧町村時代からの繰越分と転出・社会保険加入などで未納となっている対象者には、毎年、家庭訪問等で整理に努めたが、整理ができず、5年を経過したものについて、今回処理した旨の回答がありました。

次に、国保の趣旨が、旧法では「相互扶助」が明記されていたが、新法ではその言葉が削除され、かわって「健全な社会保障制度の確立等」が記述されてきているとの質問に対し、国で定められた制度的なことであることから、内容の確認をしながら、必要があれば制度改正の要望をしていきたい旨の回答がありました。

採決の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、認定第3号 平成22年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告します。

審査をしましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、認定第4号 平成22年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告します。

審査をしましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（道下和茂君）

認定第2号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

国保会計については自分の所管の委員会ですので、質疑はもうここでは行わず、討論だけ申し上げておきます。

先ほどの委員長報告でございましたように、国民健康保険法というのがつくられているわけですけれども、前の古いほうの国民健康保険法、この中では加入者同士がお互いに助け合うものだという相扶共助、要するに相互扶助（共助）という文言が入っていました。けれども、新法、今の国民健康保険法をつくる時に、その言葉を削除し、国民健康保険は社会保障だということを改めて明記をいたしました。

ということは、これまでも国保というのは、相互扶助だから加入者はお互いに助け合って一般会計からの繰り入れは基本的にはないんだよというようなことが、もう何年も何年も言われてまいりました。私が議員になったときから言われてまいりました。けれども、今、申し上げたように、法律の趣旨は違う。社会全体で、ここでいえば本巢市全体で困ってる人を助け合おう、ほかの福祉と同じように社会保障の一環だということが明記されてるわけです。そうした立場に、なかなか正直言って断ち切れない、それが先ほど一般会計のときに申し上げたことであります。

そうした中で、22年度大幅な値上げがされたということを考えれば、この決算認定については反対せざるを得ないというふうに思っています。以上です。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

村瀬明義君。

○11番（村瀬明義君）

賛成をいたします。

国民保険の趣旨はよくわかるんですけども、現在の制度上の制限の中で、本巢市として市議会

での検討も踏まえて施行されていると考えております。よって、本案に賛成をいたします。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第2号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第3号 平成22年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第3号 平成22年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号 平成22年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第4号 平成22年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

日程第12 認定第5号から日程第15 認定第8号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第12、認定第5号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてから日程第15、認定第8号 平成22年度本巢市水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

認定第5号から認定第8号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 若原敏郎君。

○産業建設委員会委員長（若原敏郎君）

産業建設委員会から報告いたします。

認定第5号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明の後、審査をしましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第6号 平成22年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告します。

各施設の加入率についての質問に対し、10カ所ある施設の接続率の平均は60.1%である旨の回答がありました。

続いて、下水の普及に向けての方針についての質問に対しては、それぞれの施設区域の管理組合と連携し、チラシの配布や総会に出向いて、その啓蒙に努め、加入の促進を図っている。しかし、未加入者の多くは合併浄化槽・単独浄化槽を整備し、まだ使えるからの理由で、その普及に課題を残している旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第7号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明の後、審査をしましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第8号 平成22年度本巢市水道事業会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について

報告します。

執行部からの補足説明の後、審査をしましたが、報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

○議長（道下和茂君）

認定第5号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第5号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第6号 平成22年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第6号 平成22年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第7号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより認定第7号を採決します。
本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第7号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第8号 平成22年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより認定第8号を採決します。
本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第8号 平成22年度本巢市水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定されました。

ここで暫時休憩します。11時15分から再開をいたします。

午前11時03分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（道下和茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 発議第4号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第16、発議第4号 介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める意見書についてを議題といたします。

発議第4号について、提出者に説明を求めます。

6番 高田文一君。

○6番（高田文一君）

それでは、発議第4号 介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める意見書についての説明と提案をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

介護職員改善交付金制度の改善と継続を求める意見書について、別紙のとおり意見書を発案をしたいと思っております。提出者は高田でございます。賛成議員は高橋議員、鶴飼議員でございます。

この介護職員を取り巻く現状については既に皆さん御存じのとおりだと思いますが、何といたっても高齢化の進展がどんどん続いていくわけございまして、それに伴いまして、介護ニーズが増大はしているんですが、サービスを提供する介護職員の人材確保、これが非常に課題になってます。しかし、課題になってはいるんですが、介護職員については離職率、やめていく、他の施設へ行く人もいるかもしれませんが、離職率が非常に高く、人材確保が厳しいという現状でございます。

もう一つは、その離職される主たる原因が、介護職員の賃金が低いということはその原因の中の大きな一因というふうに言われております。そういうことで国が、介護報酬の改定と介護職員の処遇改善に取り組むことを目的に、平成21年10月から平成24年、来年でございますけれども、3月までの実質2年半の時限立法をつくり、介護処遇改善交付制度を実施しています。

しかしながら、もう一つこの交付金制度が問題なのは、対象が介護職員を対象にしているということでございます。立法も切れますし、内容についても介護職員を対象にしています。老人保健施設等、そういうサービスをしておる施設に行けば、当然御存じのように看護師、あるいはケアマネジャー、生活相談員等々が一緒になって施設運営は行われてます。はっきり申し上げれば、こういう職種の人たちのチームワークによって施設が運営されてる、これはもう現実的なものでございます。

私も、私ごとで失礼ではございますけれども、数年、介護職員の皆様方と仕事をしてまいりました。例えば一例申し上げます、いろんな介護職員の仕事はたくさんございますけれども、例えばおむつ交換に行きました。その方が、湿疹があったり、褥瘡、これは褥瘡があっちはいけないんですけども、あったり、熱が出たり、そうしますと、これは当然、医療職でございます。ですから介護士さんに診てもらいます。そのことを、状態を見ながら、それではこの人の1日の日課をどうしていこうかと、変えなきゃいけないんじゃないかという話。あるいは食事の問題。そうしますと、そこへ生活相談員が加わるわけでございますね。さらに、その人のずっと1カ月、1日の生活、あるいはそれを累計した例えば1カ月の生活を根本的に見直さなきゃいけないようなことになります。

と、ケアプランの見直しが必要になってくる。当然、そこにはケアマネジャーが加わってくる。

ということで、お一人お一人の生活、あるいはサービスを提供していくには、これだけの職種の皆さんがかかわっていくというのは、毎日、何人もいらっしゃる。ですから、この施設の運営というのは絶対チームワークが必要だと思いますので、介護職員ではなく、施設で働く皆さんに限度、そういう対象を広げてほしいということと、当然ではございますけれども、この時限立法を延長していただきたいと。そういうことで、この介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を図るよう、強く要望するというのが今回の意見書の提案でございます。どうぞ十分御審議をいただきまして、温かい御判断をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（道下和茂君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

中村重光君。

○10番（中村重光君）

私は文教福祉委員会の一員であります。今、提案者が御提出された案件と、もう1本の案件は私どもの委員会に付託をされて、検討をいたしました。だが、全会一致にならず、議員おのおのが判断することになりました。

私が申し上げたいのは、こういう意見書は中身をよく吟味し、勉強をして、何とかお役に立ちたいという意味も含めて、継続審議にしたかどうかという意見の考え方の持ち主であります。

ただ、私の頭の中には、この陳情書が私どもの手元に参りました。出先は岐阜県医療・福祉労働組合連合会、私はよくわかりません、どういう施設の組合か。

ただ、もう1点、陳情書の冒頭に、貴議会は国に対して以下の意見書を提出することと、こういう命令がごとく、まことに不愉快な文面の内容でありました。

これをもって、もう本題に入ります。ただ、私の思いはそういうことで、これから提案者に内容について意見を求めたいというふうに思います。

今、提案者が大きく分けて、趣旨は2点だったと思う。1点は、現在の制度の改善と継続。2点目が、すべての職員を対象とした処遇改善、これが大きな今の提案者の趣旨の根本的な提案の理由だと。

もう一つ、よくよく読んでみますと、この二つを原点にして、じゃあ自分はどうやろうということで、よくよく調べてみますと、3点だと思っんですね、今、提案者の言っておられるのは。一つは賃金水準が他業務に比べて低いと。二つ目は離職率が高い。3点目は人材確保が非常に難しいので、この制度を何とかひとつ皆さんの御賛同で意見書を出してくれんかと、こういうことが基本にあるのではないかなというふうに私は推察して、これから本題に入ります。

1番、賃金についてですね、介護職員の報酬が他に比べて低いとしているが、他の産業と比べてどの辺のところまで低いのか、御回答をいただきたいというふうに思います。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

勉強不足だとおっしゃる割にはよく勉強されてるんで答弁も困惑するんですが。私が持ってます手元の資料、厚労省の書類でございますけれども、産業別の給与を手元にちょっと持ってるんですが、産業の平均でございますけど、男女も含めた平均なんですが、年齢は40歳でございますけれども、32万約9,000円でございます。そのうち、こういう社会福祉で働いてる、介護事業で働いてる職員の皆さんが、同じ年齢は39歳でございますけれども、24万2,000円という、この資料を持っております。

その他もっと細かいことについては、例えば、どうなんでしょうか、行政職員、大和園の職員ということになれば、御存じの予算書、新年度予算書の最終ページを見ていただければ、そこに職種別、初任給別、ずっと書いてございますし、こちらの一般会計の予算書の末尾のほうにも書いてございますから比較してもらえるとわかるんですが、多分、行政職同士ですので、大和園と市の職員、余り大差はないのかもしれませんが、全般的な厚労省のこの資料によりますと、そういう統計を私は資料として持っています。回答になるのかどうかわかりませんが、よろしくお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

中村重光君。

○10番（中村重光君）

具体的な職種別の賃金形態についての御案内、御説明がございませんでした。

私は厚生労働省の平成20年度の賃金構造基本統計調査、これ調べてみました。職種別に年収を見ますと、医師は889万円と圧倒的に高い。保育士は216万円、安い安いと言われるホームヘルパーさんが212万円、それでおかつ御指摘の福祉施設介護員は216万円と、そんなに大差はありません。また、今回、拡大すべきとするケアマネジャーさんの年収を調べてみますと、260万円と、何と50万円高いという数字が出ております。どう比べて、この御指摘の、御提案の低いと言われるその較差はどこにあるのか、提案者にお尋ねを申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

それじゃあ、もう一つ、岐阜県の、もう少し絞りまして、岐阜県の介護福祉士の初任給は15万約9,000円ですね、それから一般大卒が16万円、それから岐阜県の介護職員の平均給与が22万2,000円です。先ほど言いましたように、全産業が、これ岐阜県が出してるやつですので間違いのないと思うんですが、全産業の平均が27万4,000円なんですね。こういうことをやっぱり一番身近など

ところで、全国的なもの、それから岐阜県のもの、個々の施設の平均をとりますと変わると思いますが、身近なところで、岐阜県のそういう資料のもとにやっぱりこの要求を出しているということで。

もう一つは、給料はそうなんです、もう一つ、離職率がやっぱり高いんですね。どうしても介護をされる職員の皆さんが、どんどん必要なのに離職していく人もふえていくという現状であります。それはいわずに賃金だけのことではないかもしれませんが、職員の皆さん働くことはやっぱり生活を抱えてらっしゃいますので、当然その賃金、給料が大きくそこにかかわってるんだと私は理解しておりますので、提案をしたわけでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

中村重光君。

○10番（中村重光君）

賃金の件についてはもうここでやめます。

2番目ですね、離職率について。今、私、これからお聞きしようと思ったら、もう今お答えになりました。私は、看護職員の離職率が高い高いという御提案でございますが、どこに比べて高いのか、御提示をお願いしたいと思います。

○6番（高田文一君）

あの今、看護職員、看護って言われましたですけど、僕は看護言っとるわけやないんですが。介護、看護やないですよ。看護を言ってるわけやないです、私は。

○10番（中村重光君）

介護。

○6番（高田文一君）

介護職員のことを今言いましたように。

○10番（中村重光君）

はい、そうです。

○6番（高田文一君）

介護職員のことを言いました。それはやっぱり個々に岐阜県人の施設を全部取り寄せたわけではございません。あくまでも岐阜県が出してる資料の中で申し上げれば、岐阜県の介護職員の離職率は15.5%ございますね。

そして、そのくらい高いということと、1年間の職員の、そのうち、ごめんなさい、何回も。岐阜県の介護職員の離職率が15%で、1年以内の職員の離職率は46.4%がある。そのうちの、やめていくんですけども、介護職員がどうしても多いという統計、手元にはその資料しかございませんが、一般的に間違いなく、こういう介護職員の皆さんの施設長会議なんか、行かれたことあるかどうか知りませんが、まず言われるのが、職員がやめていってしまうということを開口一番に言われてます。そういう、私、根拠を持ってるので、あえて数字は持ってきませんが、岐阜県の資料を見てもそういうことを書かれていますので、今回、提案したわけでございます。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかにございませんか。

中村議員、質問につきましてはこれも3回までとなっておりますが。

○10番（中村重光君）

いや、私ね、5点質問する予定にしておりましたので。

○議長（道下和茂君）

一般質問じゃございませんので。

○10番（中村重光君）

いや、一般質問じゃないですよ。

○議長（道下和茂君）

質疑でございますので。

○10番（中村重光君）

ちょっと議長、待ってください。あのね、私は大事な審議をしていただいておりますので。

○議長（道下和茂君）

ちょっと待ってください。ちょっと待って。

ほかにございませんか、質疑は。

○10番（中村重光君）

ちょっと待って。

○議長（道下和茂君）

いいって、わかった。

ほかにございません。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

どうぞ。

○10番（中村重光君）

いいですか、またこれ、あと3点ありますので、よろしくお願ひしたい。

今ね、提案者、余り私の質問。

○議長（道下和茂君）

3点、まとめてやってくださいよ。

○10番（中村重光君）

何ですか。

[「要するに三つまとめた方がいい」と呼ぶ者あり]

○10番（中村重光君）

わかりました。ならそうしましょう。

それで今、離職率のことに御説明ありましたが、私のちょっと答弁で、御質問で、中身がちょっ

と私と食い違っております。私は平成20年度の厚生労働省の雇用動向調査調べました。そんなに介護職員全体のこの離職率が高いという数字はありません。ありません。時間がどうも議長ないみたいで早くやめよと。

○議長（道下和茂君）

いや、そういうことではございませんので。時間がないから早くやれということではございません。

○10番（中村重光君）

なら3点目行きます。

人材不足について、人材確保は難しいと。介護職員は不足してるというのは、どのぐらい不足しているのか、お示しをお願いしたいと思います。

4番目、現場での問題について、どういう今の現状が起きとるか、これも御説明をお願いしたいと思います。

5点目、財源について、どういうことで財源を確保したらいいか、お示しをいただきます。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

法律はここで作るわけやないんで、法律にかかわることは国会ですので、国会のほうで御質問いただきたいと思います。財源等についてはね、ここで決めることじゃありませんので、その辺ひとつよろしくをお願いしたいと思います。

何遍も言いますが、その統計についてはいろいろお持ちだと思いますけど、その統計も統計、私が持っているのも統計ですので、一番身近な岐阜県、あるいは岐阜県の中の資料に基づいてやっぱりここはやってかないといけないということと、全体的な国の考え方をやっぱりあわせて持っていないかなきゃいけないと思います。

ここでやっぱり言いたいのは、現実として、現実としてそういう老人保健施設、あるいは老人介護される施設についての不足というのは、県内、あるいは広域連合市内全部それは調べてきて、ここ数年の資料を出せばいいのかもしれませんが、直感で、自分が長年経験したことも踏まえ、あるいは社会世相としてもそうであるということは言われておりますので、提案をしたわけでございます。以上です。

[発言する者あり]

○議長（道下和茂君）

先ほど、これ質疑でございますので、3回と言いましたが。

○10番（中村重光君）

あんたらがたが言う必要はないやないか。僕、議長にお願いしとるじゃないですか。

[「ルールを守りなさい」と呼ぶ者あり]

○10番（中村重光君）

守っとるじゃないですか。

〔「議長が聞きとることやで、自分も議長の言うことは聞かなあかんわ」と呼ぶ者あり〕

○議長（道下和茂君）

3回を既に、4回、5回とこれになっておりますので、先ほど申し上げましたように、3点まとめてやってくださいと言ったのはそういう意味も含めてでございます。答弁者は3点をまとめて答弁したと思うんですが。

○10番（中村重光君）

いやいや、ですから今賃金の話が出たんで。賃金のところで終わります。よろしいですか。

○議長（道下和茂君）

はい。特別許します。

〔発言する者あり〕

お静かに。

〔「だから、ほかの者がぶつぶつ言うな」と呼ぶ者あり〕

〔「何か聞こえる、雑音が聞こえるな、どこかで」と呼ぶ者あり〕

静かにしてください。

○10番（中村重光君）

提案者と真剣な議論をしとるのに、どういうこと言うの、あんたたち。

〔発言する者あり〕

○議長（道下和茂君）

中村委員、質問続けてください。

〔発言する者あり〕

○10番（中村重光君）

先ほどですね、財源について提案者のほうから話はありましたが、御存じのように、今、提案者お話があったように、財源については交付金で、平成21年の10月から23年の3月の期間で約4,000億円が国庫負担で充当されとるんですよ。これは一般財源から交付する制度であるが、継続するとなると、現在が非常に国難とも言える災害・復興の大きな問題があり、当時と状況が大きくさま変わりしとるといことも申し上げておきたいと思う。

それで最後になりましたが、現行制度のこれを維持していくということになりますと、もちろん全額国庫負担でございますが、年間1,900億円の国費がかかります。現状で見ますと、来年度の財源の手だてがなく、やはり政治的な決断をしなければならないような状況になるのではないかなというふうに私は思っております。まだ言いたいことはありますが、もう時間も、やめよというようなことですからやめますが、まだ言いたいことはたくさんありますが、私の言いたいのは、こういう提案をするときは、こういういろんな要するに資料を取り寄せて勉強してですね、要するに国のほうに我々の意見を発信していかなと、この制度は継続しないということも含めて私の質問終わり

ます。

○議長（道下和茂君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

今の中村議員の質問と、また高田議員との回答とを見て、聞かさせてもらって、感じたことを一つまたお聞きしたいと思います、中でですね。

この制度は、基本的には私は悪いことじゃないと思っておりますし、この意見を出すことも、総体的には反対はするつもりはないんですけれども、意見書を出す場合において、ある程度の線というのかな、ものがわかっていなければいけないかなと思っています。私はあんまり勉強してないから偉そうなこと言えませんが。

それで今、高田議員の回答の中に、地方の職員の、岐阜県なら岐阜県のことを参考にしてというような、離職率に関しても、給料のことに関しても、ということなんですけれども、少し違った観点からお聞きをいたします。

私が知っているこういう介護施設の中においては、私の住んでおるすぐ隣にもそういうところがあるんですけれども、もう開業して6年強になるのかな。職員が余りやめたというようなことは聞いておりません。また、熊本からいろんなところまで私もよく行きますけれども、そういうところにおいても、そういうことは余り聞いていないのが現状なんです。そういう人たちの経営者としての観念と従業員に対する教育等をかながみたときに、すばらしい考え方と信念を持ってやっておられます。ただ、高田議員が言われるように、そういう信念の少し欠落しているのではないかなというような施設においては、確かにやめていかれる人も多いかと思っておりますけれども。

私が言いたいのは、企業努力によって一生懸命やっておられる企業もあるわけです。そういう中のベースを考えたときに、全般的の評価をするのではなく、もう少し努力をする人としないうところの判断もすべきであろうと思っています。

それからもう1点は、給料が安いですよというようなことも言われておりますけれども、私が聞いた中で、給料が安いからということでやめていく人はいません。ただし、仕事の量が多過ぎて、非常に辛いということを言われる人は確かにおられます。

それから、そういう企業の改善をする、労働の改善をする、賃金の改善をするということを、今、おたくからいただいた文面からしても、まだ決定をされていないし、国会のほうにおいてもそれを審議するというようなことが言われている。そういう中において、またあえてこれを求めることが今必要かということをおもっておりますので。ぱっぱぱと3点ぐらいをお尋ねをしましたので、まとめてお尋ねをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

鏑本議員が言われるように、企業努力は全くそうだと思うんですね。介護保険制度になって、介護度が高い、高ければ介護報酬が多いわけです。反面、介護度が高い人は重度なんです。同じ給料をもらって、これまで経営能力だったもんですね、介護度の高い人をどんどん施設へ入れれば、これは大変な仕事、単純に考えてですよ。やめない、あるいは経営能力がうまくいく人は得られるんですからね。もちろん利用者というのは、どの施設でも申し込むことができるわけですよ。そして、こちらが決定権持ってますから、介護度の高い人がどのぐらい割合の中にいるか。介護度の低い人がどのぐらいいるかって、全然、経営的な考え方が違うんです。

僕の経験っていつも言いますのは、公的施設ですよ、大和園、公の施設。公の施設ということで、職員の皆さん大変自信を持って、すべてこだわる、いらっしゃる方は皆さん受けてやりましょうという一つの基本的な考えを思ってますから。大和園の方の離職とか全部その原因やとか言ってるわけやなしに、一つの経営能力と言われましたので、僕もそのとおりだと思うんです。ですから、いかに職員がチームワークを結束してサービスを提供するかという施設の考え方、これが経営だと思うので、全く私もそのとおりだと思いますから、個々に施設の経営は違うと思います。違っちゃいけないのは介護サービスなんです。でも、介護サービスも人がやりますから、人がやりますから、同じ介護度3の人をサービス提供するにも、これは人なんです。だから、その人がどうサービスをするかというこれもまた経営能力だと思うんです。私、全くそのとおりだと思います。ですから、そういうふうにはいろんな問題があって、改めてここで提案されること。

それからもう一つ、今はまだちょっと早いんじゃないかと言われますのは、来年の3月に時限立法が切れますので、多分、国の予算はそろそろ始まってんじゃないかということですので、今が時期的には一番、この意見書を出す時期的には一番いい時期だというふうに理解したわけです。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

割かしわかりやすい説明をしていただきまして、その中に大和園という言葉が非常に出てきましたので、あえて言わせていただきます。また、高田議員も大和園、市のそういう施設にお勤めであったということでございますけれども。

私の耳に入っている、大和園の方とは言いませんよ、要するに市の関連するところで働いておられる職員等の評判については、非常に悪い評判を聞いております。その悪い評判を聞いておられる中で勤めておられたことで一言聞きますけれども、何が一番悪いかというと、非常にいじめがあるということ。この現実には内部告発からもありましたし、外部からの私のほうに対して報告もありま

した。担当職員にお願いをして調べてもらったところ、厳しく改善がされたというふうで喜んでおります。

そういう状況の中において、企業努力というのは、先ほど言ったように選ぶとか選ばないとかではなくして、企業の経営者が持つ心の信念の問題なんです。そういうものが介護に非常に必要だなということを私はいろんな人と接する中で思っているわけです。余りお金もうけだけのことを言うとおかしくなりますからね。

ただ、その中で賃金が安いよということに対して労働意欲がないよということは、それは、極端な言い方しますよ、1カ月に100万円あげても、それが多いか少ないか、そのお客さん、お客さんって言い方変かもしれんけど、介護する人に対する気持ちの持ち方で非常に重さと軽さが変わってくるんですね。ですから、先ほど言ったように経営者の観念だと言ってるわけです。そこらのことも含めて、時期相応ではないかということに関しては、今が適切でないか、いいかということは、提案者と私のほうとの考え方の相違でございますので、ここで議論するつもりはありません。それなりのことを考えてですね、ただ、文面の中で一つ、二つ、少し直したがいいじゃないかなというようなところもございますので、それをまた参考にして直していただければ幸いです。これで終わります。

○6番（高田文一君）

ありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

反対の立場で討論に加わりたいと思います。

この介護職員処遇改善というそのものにつきましては、私もこれから高齢化社会、ますます高くなってきますこの高齢化社会においてこの改善は必要だと思っておりますが、この現在の制度について少し疑問がございます。

今回のこの意見書につきましては、理由といたしまして、賃金水準が他の産業に比べて低い。よって、離職率が高くて人材確保が難しいということの理由で、現在の制度をまず改善と継続をすること。それから、もう少しその制度の中で格差が生じますので、対象を全職員に広げるといったようではありますが、まず、先ほど財源の話が出たときに、財源は国で考えることなので、そんなことはもう我々は関係ないんだというようなことも出ておりましたが、それは余りにも無責任な発言だと私は思っております。

この交付金につきましては、皆さん御承知のとおり、平成21年10月から来年3月までの期限で、約4,000億円がこの現在の制度では全額国庫負担で充当されております。一般財源から交付する制度であるが、継続となりますと、やはり当時この法律をつくったときと比べますと、現在は国難とも言える震災・復興の大きな課題があり、当時とは大きく状況が変わっております。

また、人材確保が難しいという最大の理由でございますが、調べた資料によりますと、2008年12月の2.53という有効求人倍率をピークに今は下がっているようであります。

そもそも、やっぱりこういったものは交付金というこういう今の臨時的なものでやるのではなく、どうしてもやっぱりそれが必要とするのであれば、高齢者や現役世代の保険料も含めて介護保険の中できちんと対応していく必要があり、介護報酬で支払い実現するべきではないかと、私はこのように思って反対の討論とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

それでは、賛成討論をいたします。

財政的な面でということをおっしゃいましたが、これは2年半前に始まっておりまして、その前にもいろいろ討論をなされたということをお聞きしております。自民党参議院議員、中村議員というのが九州で老施協の役員をやってみえまして、それで、どうしても今、介護職員大変環境よくない。そして賃金安いということで、何とかこの制度を補助金制度できんかということで一生懸命努力されました。最初ちょっと聞いた話によりますと、6,000億円の予算要求をしたんですが、そうじゃなくて、今お話しのように4,000億円というふうなことになりましたが、そのように、本当に今、全国的にこの介護に携わる人たちは大変な状況にあるということをお聞きしておりまして、それを今度、民主党政権になって継続していただきたいというふうなことで話もしてみえるし、そして今、民主党のほうでは、きちっとしたそこら辺のことをわかっている人がなかなか見えないということで、中村議員が大変お世話してるといこともお聞きしております。そんな中で、ぜひ、これは来年の3月に向けて継続を願うものでありますので、よろしくお願いをいたします。賛成いたします。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

賛成討論がありましたので、反対の討論をいたします。

何が反対かという、確定をされていないこの中の文面そのものに対して、提出することに関しては何ら反対するつもりはありません。内容についてですね、賃金が非常によそよりも低いというところをあえて書く必要もなかろうかと思っております、根拠のないことだと思っております。いい文面もあります。チームワークはモットーとするであろうということもあります。ですから、この内容がこのままであるとするなら、この意見書の提出については反対をいたします。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

文面のことを言われましたけど、私は文面のとおりの実態があるということを感じております。

特に賃金の問題を考えると、単に年齢と経験だけじゃなくて、その仕事の内容をあわせて考える必要があると。大和園に、広域連合の中で大和園においても、この処遇改善交付金の交付を受け、処遇改善を図ってきたところでもあります。そういう中で、やはり仮に同じ年齢であっても、介護職の仕事の内容も含めて、やっぱり専門職的な立場にいるわけですから、そういったことも考慮しながらやっぱり賃金体系を考えていく必要がある、そういうふうな経過もある中で、この処遇改善交付金の交付を受け、この間、改善を図ってきたところでもあります。

そうした経験も踏まえ、また全国的に、どう見ても介護職員が今不足してる現実を見据えれば、こうした制度をさらに継続、拡充することによって高齢化社会に対応できるような体系づくりをしていくことが求められているという観点から、この意見書について賛成をいたします。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、発議第4号 介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17 発議第5号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第17、発議第5号 震災復興対策下における地方財政の安定・充実を求める意見書についてを議題といたします。

発議第5号について、提出者に説明を求めます。

16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

発議第5号ということで、震災復興対策下における地方財政の安定、また充実を求める意見書についてを、意見書を提出させていただきます。提出者は私、大西でありまして、賛成者は若原議員、黒田議員、中村議員、上谷議員の以上4名であります。

東日本大震災が発生して半年以上がたつわけですけど、この前の一般質問で、若原議員、また黒田議員が一般質問の中において一緒に東北のほうへ視察に行ったという、その内容も話していただきまして、私も一緒に行ったわけですけど、その被災地を実際に見て、本当に悲惨な状況で、本当に一日も早い復旧・復興がなされるといいかなというように思っております。

そのようなことで、順次、そのような道に進んでおるかもわかりませんが、そのような状況におきまして、それぞれの自治体がいろいろ努力しとるわけです。また、この岐阜県についても、本巣市にしても、いろいろ行動を起こしております。本巣市におきましては、保健師を派遣、また、いわき市へ職員を4グループに分けて8人、1カ月派遣したという、そういう行政の努力もあります。また支援救援物資を送ったり、またボランティアの皆さんも募って、ボランティアへも今活躍していただいておりますし、そのようなことでもありますし、我々議員の中でも、それぞれ自分たちの志を持って支援物資を送っておるといような状況も聞いておりますし、現状はそうかなと思っております。そのようなことに関しては、本当に感謝申し上げたいと思います。

しかし、そのような中におきまして、政府におきましては、震災復興財源を確保するために、国家公務員給与の削減を決定し、その当時の財務大臣、今の野田総理大臣ですけど、国家公務員の給与削減支給措置を参考に、各地方公共団体においても的確に対応されるものと受けとめているというふうな、そのときの財務大臣、今の首相ですが、発言されており、そのようなことから、地方公務員においても同様の給与削減を行うべきという声が聞こえ、また、それは我々各地方自治体の自主的な判断で決定するのであればよろしいですけど、国主導によって地方公務員の給与削減が決められるようなことがあれば、地方財政計画を通じ地方交付税の削減に直結することにより、決して受け入れられるものではないということでもあります。

国におかれては、震災復興財源を確保するに当たっては、地方交付税の削減等により、地方への負担を強いることのないようにすること等、地方財政安定・充実を図るよう強く求め、意見書を提出するものであります。

以上であります。よろしく御審議の上、御賛同願いたいと思います。

○議長（道下和茂君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の提案説明を聞いた分にはそれでいいんですが、文章を見ると今の説明とちょっと食い違う部分があるなどというのと、ささいなことかもしれませんが、例えば最初に東日本大震災が発生して約6カ月が経過というふうに書いてあります。これは、もとは7月の岐阜県議会の決議を、そこから持ってこられてるので、あのときはここが約4カ月というふうに書いてありました。だから7月が今9月だから、単純にと言うと申しわけないけども、それで6カ月と書かれたと思うけども、きょうは29日ですから、むしろ7カ月に近いですね、6カ月より。

○16番（大西徳三郎君）

6カ月強ですね。

○18番（鵜飼静雄君）

だから、このあたりは、出す文書ですから、もうちょっと正確を記したほうがいいんじゃないかというふうに思います。

それが1点と、それと今説明の中で、本巣市、ここでいうと、岐阜県を含むというその部分の話ですけども、説明の中で、本巣市としてもこういうふうにやってるんだと言われた。そういうことを書いてほしかった。岐阜県は、岐阜県のことには出てくるけど、本巣市という言葉があって、今、言われたようなことがここで入ってれば、もろ手を挙げて賛成を。反対はしませんけども、もろ手を挙げて賛成ができたんではという2点を思いましたが、どうでしょう。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

適切な指摘いただきましてありがとうございます。

約7カ月に近いわけですけど、6がいいか7がいいか、6カ月過ぎておるということで、7なら7でも別に結構なんですけど、その数字的なことはいいかなと思いますけど。

あとの本巣市についてのこと。先ほどお話し申し上げましたけど、そのようなことを羅列すると、これはとても1枚、2枚で追いつかないというような状況でありますので、その辺は省きましたけど、先ほど説明したとおりのことが現状で皆さん御承知のとおりでございますので、その点御理解をお願いしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

○16番（大西徳三郎君）

議長、済みません。7カ月に近いということですので、7というふうに数字直していきたいと思
います。7カ月に近いということです。

○議長（道下和茂君）

それでは、本文の、先ほど申し上げましたように、6カ月を7カ月に。

〔「7カ月経過しとらんで」と発言する者あり〕

〔「7カ月が経過になるんで」と発言する者あり〕

〔「6カ月」と発言する者あり〕

それどういうこと。経過やでいいやない。

○16番（大西徳三郎君）

経過しとるで、これでいいと思います。指摘をいただきました、ごめんなさい。指摘いただきま
したけど、約6カ月が経過しておるということですので、7カ月は到底まだいっておりませんので、
このままでお願いします。御指摘はいただきましたけど。

〔発言する者あり〕

○議長（道下和茂君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議第5号については、委員会付託を省略したい
と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第5号 震災復興対策下における地方財政の安定・充実を求め
る意見書については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで暫時、昼食のため休憩をいたします。1時から本会議を開催いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時01分 再開

○議長（道下和茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 発議第6号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第18、発議第6号 真に地方の自由度を高めることができる一括交付金制度を求める意見書についてを議題といたします。

発議第6号について、提出者に説明を求めます。

12番 若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

発議第6号 真に地方の自由度を高めることができる一括交付金制度を求める意見書について。提出者、私ですが、賛成者は大西議員、黒田議員、中村議員、上谷議員でございます。

内容の説明に入らせていただきますが、真に地方の自由度を高めることができる一括交付金制度を求める意見書（案）でございます。

今年度、地方における道路整備などの重要な財源となっている投資的経費にかかる国庫補助金の一部について、地方の自由度を高めるとの目的で、一括交付金化が行われ、地域自主戦略交付金が創設されました。

今年度に入り、この地域自主戦略交付金の岐阜県への配分が行われたところでありますが、見込み額の8割と極めて厳しいものでありました。県へは今年度配布されましたが、市町村へは平成24年度から導入されることとなっております。

地域自主戦略交付金が制度化される過程では、昨年度の民主党代表選挙において、一括交付金化によって地方向け補助金の大幅削減が可能であるかのような発言が相次いだため、単に公共事業費のカットを行うための手段として使われるのではないかと危惧していたところでありますが、実際の配分結果を見ると、そうした懸念が現実のものになったと言わざるを得ません。

政府は、一括交付金化によっても継続事業はできるように配分すると説明してきたのですが、このような結果がもたらされるのであれば、地域主権を掲げて取り組む政府の政策に対して、大きな疑問を抱かざるを得ない。

今後、政府として、投資的経費にかかる地域自主戦略交付金を市町村分にも拡大し、今年度の2倍に当たる1兆円規模にするとともに、経常経費に対する補助金にまで対象を広げるとの方針を示しているが、地方の意見を真摯に受け入れて、一括交付金化の本来の目的である、真に地方の自由度を高める制度としていくことが不可欠である。

よって、国において、次の事項について適切に対応するよう強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書をするということでございます。

記としまして3点あります。

1点目は、地域自主戦略交付金の総額については、最低限、一括交付金化に伴い統合される国庫補助負担金の総額を下回ることのないようにすること。加えて、東日本大震災の復興のために必要

な事業は、一括交付金とは別枠で措置すること。

2番目に、各府省をまたぐ事業間流用の一層の弾力化及び年度間流用を可能にするとともに、各府省の関与の排除を進めること。

3番目に、地方の予算編成に支障を来さないよう、次年度の制度概要及び各自治体への交付見込み額を早期に示し、予見可能性を高めること。

以上でございます。よろしく御賛同のほどをお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この意見書について、一般的に言えば賛成をすべき内容やとは思いますが、今、提案されたのは、ここに私今月の、今月じゃない、7月7日に県議会で議決した意見書を持っておりますけども、「岐阜県」というところが、県の場合「本県」というふうに書いてあるところ以外は、まさにそのままというふうに思います。何が問題かという、これはあくまでも県の立場での意見書なんです。こういう内容を、市として、市議会として提案するという場合には、やはり市の立場として言う必要があるし、例えばこの中で「今後、政府としては、投資的経費にかかる地域自主戦略交付金を市町村分にも拡大し」というのは、これあくまでも県の立場での言い方なんです。だから、その辺は考慮する必要があるんじゃないかというふうに思います。

ちなみに、ことしの6月8日の市長会でいろいろ決議がありましたが、その中のこの地域自主戦略交付金に関する部分については、このように書いてあります。

市町村向けの国庫補助金等の地域自主戦略交付金化に当たっては、市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等は対象外とし、従来の国庫補助金等の総額を減額することなく、必要額を確保すること。また云々ということで、まさに市町村の立場として書いてあるんですね。

だから、ここの市議会でやる以上、県議会でやるのとはやっぱりそのあたりは違うと思うんですね。今、既にこの交付金が市町村にも来ているのであれば、あるいはもう、話はちょっと別なんですけども、今はまだ県が相手に8割しか来てないと。市町村は、今言われたように、まだこれからの話。だから、その市町村に交付するに当たってはこうすべきやないか、こうしてほしいという意見書にするのが市議会としての責任あるやり方ではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

それは、今、平成23年度は岐阜県への配分が行われているという、それは事実でございますが、いろいろ調べてみますと、24年度はもう既に市町村の分は24年度には導入するという事は決まっております、それはいろんなところで発表されているところでございます。それについての、地方についてのヒアリングとかそういうのも、既にもう行われているということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

いや、だからこそ、そういう状態を受けて、市長会としては、さっき、頭だけもう一回言うと、市町村向けに交付金化するに当たってはということで、決議をしとるんですね。だから、ここでも意見書を出すのであればそういう形で、県のそのままの形ではなしに、市議会として市町村向けの交付金化の問題について取り上げて意見を出すというのが、やっぱり本来の姿ではないかなということも申し上げてるんです。今、ヒアリングやったとか、そういうのは私も一応承知しております。だから、せっかく出す以上は、そういった市として必要な形に上げて、市としてやっぱり意見を出すという形に改めるべきではないかというふうに思うんです。せっかく出すのであれば。どうでしょうか。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

若原敏郎君。

[「そんなの考え方の相違だ」と呼ぶ者あり]

○12番（若原敏郎君）

まあ言われることも一理あるとは思いますが。その部分は、そのように一度考慮していくということとで。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

[発言する者あり]

○18番（鵜飼静雄君）

例えばね、やっぱり申し上げたことは自分もそうだというふうにもし思ってもらえるんだったら、一遍取り下げて、またちょっと休憩して、改めて若干手直しして出されるという形をとれば私も賛成できると思うんですが、どうでしょうか。

[「このままでいい」と呼ぶ者あり]

[「このままでええぞ」と呼ぶ者あり]

あんたに聞いとらへんで。

[発言する者あり]

○議長（道下和茂君）

静かに。

○18番（鵜飼静雄君）

黙って。

〔「うるさいな、おまえは」と呼ぶ者あり〕

そっちのほうがるさいよ。

〔発言する者あり〕

○12番（若原敏郎君）

その分について、やはり大きく変化はないと理解しますので、このままでひとつお願いします。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第6号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、申し上げたように、やっぱり市議会として出す以上は、市議会としてふさわしい内容にするよと。県のをそのままというので間に合う場合もありますけども、これについて言えばやっぱり中身は違う部分があるので、先ほど申し上げたように。だから、このままの形でということになりますので、やはり賛成いたしかねるということをおし上げて討論とします。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

我々本巣市は、まさしく岐阜県の一部であり、岐阜県の構成をしておる一つの市として、当然、岐阜県の一つの市ということで、岐阜県がこのように、県議会でこのようにされておるし、我々も、

すべて従ってということではありませんけど、当然、岐阜県があつて我々本巣市があるということで、見解はいろいろ違いますけど、我々、これ、岐阜県のものを我々もその意見として出すのも、これは見解が違うということで、私は賛成をしていく立場であります。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第6号 真に地方の自由度を高めることができる一括交付金制度を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19 発議第7号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第19、発議第7号 電力の安定供給並びに地域独自の新エネルギー導入促進を求める意見書についてを議題といたします。

発議第7号について、提出者に説明を求めます。

3番 黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

発議第7号の意見書につきましては、皆様のもとに案として配付のとおりであります。

電力の安定供給並びに地域独自の新エネルギー導入促進を求める意見書について提案説明を申し上げます。

我が国は、1945年の敗戦から、わずか10年で経済復興を果たし、55年から73年にかけての高度経済成長を経て、今日、世界有数の経済大国となる目覚ましい発展を遂げてまいりました。これには国土が小さく乏しい資源を輸入に頼る我が国において、自動車や電化製品といったものづくり産業によって外貨を稼ぎなし得たことにほかなりません。高度成長期必要不可欠であった電力の使用電源は、地形を生かした初期の水力から、高度成長時代の火力、石油危機後の原子力等、時代ごとにメーンの発電形態が変わってきております。

そんな中、1997年、地球温暖化防止のため京都議定書が採択され、先進国は二酸化炭素の温室効果ガスの排出量を1990年をもとに比べ2008年からの5年間で5.2%削減するという法的拘束力を持つ目標が設定され、日本も自然エネルギー推進やエコエネルギーにさまざまな形で取り組んできました。

そのさなか、ことし3月11日に、東日本震災における福島原発の事故で、安全だと言われてきた原発の安全神話は崩壊いたしました。今回の事故を受け、原発全面廃止の運動も起こっており、安

全面だけのことを考えると、将来的には当然かもしれません。

しかしながら、現在、国内の全発電電力のうち約30%を占める原子力発電を直ちに全廃となると、当然、節電規制が引かれ、工場生産の稼働停止、鉄道などの交通もストップし、日本経済はたちまち自立不可能な状態となってしまいます。

また、今回の事故で改めて検証されたよう、福島・新潟両県に電気を供給しているのは東北電力、両県原発は電気を県民に供給するのではなく、東電管内の首都圏へ供給するために建設がされました。一方で、首都圏には電気を供給するための原発は存在しておりません。受益者ではない過疎地の自治体に原発を受け入れさせる原動力となったのが国からの交付金や補助金であります。74年に成立した電源3法に基づき計上された11年度の立地対策の予算額は1,800億円以上、一部は地元自治体以外へも支出がされますが、財政難に悩む過疎地域への影響は大きいものがあります。

例えば人口5,000人足らずの新潟県刈羽村では、9年度決算で交付金を含めた原発関連収入が、歳入全体の3分の1を超えました。同村の総務課は、なくなれば村財政が成り立たないと話しております。アンケートに回答した29自治体のうち23は、原発受け入れのメリットとして交付金や補助金を挙げております。菅前総理の脱原発発言に対し、原発銀座とも呼ばれるほど多くの原発を抱える福井県の西川知事は、脱原発は政府見解かというただしをし、敦賀市長も時期尚早と批判をしております。さらに8月には、敦賀原発3・4号機は絶対必要と強調もしております。

このように地方が受け入れざるを得ない構造の下進められてきた原発事業、原発の受け入れ、その引きかえで財政面や住民の生活基盤が成り立っている現状も我々は考えなければなりません。よって、ここに載せてあるよう国に対して具体的な安全基準を早期に示し、安全性の確保について説明責任を果たすこと。万が一の事故発生に備え、敏速な対応が講じられるよう原子力災害対策特別措置法を改正すること。原子力にかわる新エネルギーの導入・普及について、支援制度の充実強化や技術開発及び規制緩和の推進など、環境整備を図ることをこの本巢市議会の意見として申し上げたいと思います。

以上をもって、発議第7号の提案理由とさせていただきます。議員各位におかれましてはよろしく御賢察の上、賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（道下和茂君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

高田文一君。

○6番（高田文一君）

まだ、けさ資料いただいて頭の整理ができてませんが、1カ所ですね、私もそうだと思うんですが、1項目めですね、1項目めの再稼働のための条件というところ、再稼働を前提にしながらの云々というふうに私はとるんですね。やっぱり先ほど御質問ございましたように、提案者も現場へ行かれて惨状を克明に見ておられて、私もちょっとまねごとをしてきたんですが、ところが、すべ

てが原発汚染だと、私はそうは思っていないですね。原発汚染のことについては、広く今いろいろ言われてるとおりでありますので、現状をちょっと申し上げながら、その部分についてちょっとお聞きしたいと思うんですね。

一つは、原発事故がいまだに収拾してないのは御存じのとおりだと思いますし、まさにその事故の原因も検証されてない。そして究明が今これ重要だと思います。

そして、この原発の汚染が非常に風評被害、一つは風評被害、ひど過ぎますよね。先ほど輸出で外貨云々とおっしゃってましたけども、二、三日前の新聞が、ちょっと記憶にないが、43カ国ぐらいでしたかね、外国がほとんど規制を受けて受け入れないという話と、それから、人と物、物はもちろん被害が広がってますし、農水産物、商工関係も広がってます。

もっと極端なのは先日の日進市の花火、花火の打ち上げまで中止をした。その他、調整はとれてるようですが、また、そういう風評被害がいまだに広がりつつあるということと、もう一つは除染費用ですね。まだ仮置き場にそのまましてあるようですし、その除染費用が地方公共団体のそれぞれの1年の予算分ぐらいかかるらしいですね。

そしてもう一つは、関東地区一帯の下水道処理の汚物、汚物が処理できなくて、どんどん一定の場所に堆積してあって、それがそろそろ満杯になる。それを持ち出そうとすると、そのトラックなり運搬する市町村の人たちが、運搬もだめだというふうに関西報道してますよね。

もう一つは、今度、下水とは逆に上水、上水を、川の水を集めて上水ないし、それから壤土、これもまた持っていけない。それでどんどんこの風評と現代的な、現代的なこの国の状況、あるいは国民の思いみたいなのが、実際にはどんどん広がってるんでね。ですから、原発がまだ収拾してないところで、果たしてこの再稼働という前提でこの意見書をとらえていらっしゃる、その辺ちょっと説明いただけますか。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○6番（黒田芳弘君）

これにつきましては、個々の考え方もあると思いますが、なるほど、高田議員が今長々と説明された、これは福島原発の事故に起因してのいろんな影響のことを語られました。

私がここで言うておりますのは、御存じのとおり、この近くでいいますと、静岡県の浜岡原発が、今、運転停止がされておりますが、やはりこれによって企業は土・日営業に切りかえたりとか、いろんな節電に対する規制が引かれて、やはり経済に与える影響が多分に出ておることも事実であります。

ですから、そういったまず再稼働が僕は前提だと思いますが、それに至るまでの安全を政府できちんと基準を示していただいて、経済を停滞させないというような私は考え方であります。御理解いただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

そうだと思います。

もう一つ、さっき休憩中にちょっと新聞を見てメモしてきたんですが、きのう知事が、知事が議会の中の一般質問の中で、きのうのね、岐阜県知事、古田知事が、原発政策についての考え方が変わったんですね、きのうの時点で。と申しますのは、原発事故がいまだに収拾してない。原発依存度を高めるのは適当でないというふうに発言、答弁されてる。これはね、僕はえらく話が、話って、以前はこんな極端にはおっしゃってなかったと思って、さっきばあつと新聞記事拾ってみたんですが、原発の安全性に対する国民の信頼が大きく損なわれている状況で、新たな、もちろん新たな原発や増設、これはいかん。しかし、それを高めるエネルギー政策を進めることは、もはや、これでそういう増設や新設や再稼働、拡大すればそうです。そういうエネルギー政策を進めることはもはや適当ではないと、これまで踏み込んだ発言を知事がやられた。これおっしゃってるんですね。

先ほどのお話で、岐阜県がやっているので、岐阜県内の市町村はそういくべきだとおっしゃってますが、今、岐阜県の知事がこういうことを堂々と発言されてる今時点で、本巣市の意見書で、果たしてその再稼働を前提にして云々ということがいいのかどうか、先ほどの話ね、岐阜県の中の市町村はそうだという、その辺の関係はどうお考えですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

今、高田議員から古田知事の考えなんかも聞かせていただきましたが、古田知事は古田知事、多少考えも違うのかなという、僕その記事をちょっと読んでませんのであれなんです。

私も将来的には、先ほど申しましたよう、やはり危ない、危険と、安全神話の崩れたこの原発は、やはり将来にわたっては廃止してほしいと願う者の1人でございますが、それを今直ちにやめる。今、再稼働ということは、停止してる部分もあるんですから。これが今の電力の30%を担ってる原発をこれからも再稼働、停止云々も含めてとめるということになりますと、やはり日本経済はたちまち困難を来すという中で、やはり将来、将来といっても近い将来でございまして、原発を全廃に向けて、それに経済に支障を与えないよう新しい新エネルギーをつくりながら徐々に変えていくと。そして、将来は危険な原発を全廃するという私は個人的にはそんな思いであります。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

3回目です、3回目です。わかっています。

提案者と僕は、終局的にはどうも一緒みたいです。僕も全廃だと思うんですが、今、過程の中で、過程の中でちょっと思いが違うので、そのところを今、今、僕はまだ早急ではないかと思うんですね。原発がいまだに収束してない、いろんな風評被害とか現場がいっぱい混乱を招いてる中で、そのことを本巢市がぼっと打ち出していくには、ちょっと早急過ぎへんかなというところの違いです。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

やはり、何回も申しますが、今、とまってる浜岡も含めて、きちっとした防波壁ですか、そういったものも条件として、どれだけのものをつくれれば安全なのかということ、やはりこれは国が示すべきであると考えておりますので、そういったものを基準といいますか、基礎的なものを示してほしいと。原発の、ここでいうなら津波の話なんですけども、それに対する安全をきちっと確認と、国民に説明責任を果たしてほしいと。そして将来、原発の全廃に向けて進めてほしいというのが今回のこの意見書の趣旨であります。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

少し提案者にお伺いをいたします。

高田議員の言われている中においても、今、置かれている原発が収縮、收拾してないという形の中において、他の原発を再稼働することにおいてはというような発言等々あったと思うんですが、私はこの内容について少しお聞きをしたいんですけども、この原発を再稼働することにおいては、当然、地域との原発をつくる、また動かすことにおいては、その地域にある都道府県、市町村の了解のもとにおいてそれがなされるというふうに聞いております。

たまたまテレビを見ていたときに、その再稼働に対しては、ある一部の市町村だったかな、あんまり記憶にないで申しわけないけれども、そこが反対をされた。議決をして反対をされたということになると、あのときは三つぐらいの市町村だったと思うんですが、そこがお互いにオーケーを出さない限り再稼働ができないというような契約事項がなされた。

そうすると、今ここで提案されている安全基準を示せと国に求めておられるんですけども、その安全基準がきちんと認められていなければ、他の市町村においてもそういう過程になっていくであろう。そうすると、そのことが全体的な電源の不足になろうとなるまいと、その地域の市町村が反対をすることによって、電力会社が幾ら何を求めようともできないという構造になってしまう。そういう危険性がある。

私は原子力を、原発を推進するわけじゃないんですけれども、電力の確保ということになったときに、もし国がその基準を明確に示さない限り、議会が反対をしたからできなかったよということになれば、市民に対しての理解度と市民の判断基準が非常にあいまいになる。ですから、この中においてその基準、国の基準を、きちんとした基準を提示することに対しては大いに結構かと思う。ただし、提案者の中においては、どの程度のルール、どの程度が安全基準であるかということの認識は持たれておりますか、お伺いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

大変難しい質問をされてあれなんです。

私、個人的には、その安全基準については、専門家ではございませんので、どこまでが安全とかそういうことは個人的には認識はしておりません。先ほど鏝本議員が言われたのは静岡県の牧之原市のことだと思いますが、そこら辺の地元の市議会が反対した場合の法的なことについてもちよつと存じておりません。

ですが、やはりここでは再稼働を早くしようという意味じゃなくて、再稼働、今、浜岡に限っていえば停止されとるわけですね。あくまでも再稼働というものが前提にあって、安全が確認できないので、危ないので、停止しとる中にありますので、そういうことが前提にあるなら、やはり国として安全基準を早期に示して、国民に対してこの説明責任を果たしてやってほしいという趣旨でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（道下和茂君）

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第7号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

反対討論を行います。

先ほどの黒田議員の話を聞いておりますと、基本的には一致する部分が結構あるんだろうと。近い将来には、やっぱり原発ゼロに持っていきたいというところでは一致するんですね。であれば、私

はこの1番目に、運転停止中の云々、その後で、要するにこの中の安全基準云々の部分を2番目に持ってって、再稼働という文言の部分削除すれば、一致できるんじゃないかというふうに思うんですね。

私たちも、また国民世論も、今すべて直ちに原発ゼロにせえというふうには言ってません。ごく最近、原子力委員会が発表した国民の意見を集約したのを見ますと、直ちに廃止、また段階的に廃止、そういったものを含めて98%が原発をやめてほしいという意見を出してます。これは7月に県議会が決議してますけども、それ以降、やっぱりどんどん反対の声が広がってきてるのは事実ですね。

だから、今回、提案されたのは、7月の段階で県議会がやられたものをベースに提案されておりますけども、やっぱりこの間の違いというものを踏まえた考えをすれば、最初に申し上げたように、再稼働という形にすれば、それは今の国民世論にも反するし、また原発の被害を実際に受けているところ、そういった人たちの気持ちも逆なでするものになるんじゃないかというふうに考え、今、やるべき決議ではないと。しかも、特に、この1項目めについてね。2項目め、3項目めについて言ってるわけではなくて、1項目めの再稼働の云々の問題について言えば、そう言わざるを得ないというふうに考え、反対をいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありますか。

〔挙手する者あり〕

鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

現状を踏まえてですね、今、この日本の中において、今、稼働している原発を即座にとめた場合、日本経済に与える影響は多大だと思っております。その中において、再稼働を求める場合において、先ほども質問もしましたけれども、他の市町村が反対をすれば再稼働ができない可能性が多々あるわけなんです。ですから、安全基準というものを、再稼働するための安全基準というものを、いま一度きちんと明確に定めさせるための意見書と思っておりますので、これでよしかと思っております。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありますか。

〔「反対もいいですか」と呼ぶ者あり〕

〔挙手する者あり〕

高田文一君。

○6番（高田文一君）

やっぱり私はね、国民の皆さんが本当に広く、関東地区から東海地区はもちろんのこと、このことで、この夏節電をしましたよね、先ほどおっしゃったように。その節電がエネルギーは現在で間

に合ってた。それは国民が我慢したんですよ。それはなぜ、放射能が怖いからです。怖い、怖い、怖いからみんなが我慢して協力しましょうってできた。じゃあ、ヒートアイランドもね、ヒートアイランドももうちょっと下がったんですよ、都会の。だから、そういうことを、みんなが我慢じゃなくて、原子力って怖いというそういう物すごく意識が今ある中で、再稼働という言葉は僕は使うべきではないと思ってます。何度も言います。

台風一過、青空がばあっと広がってますよ、全国。福島県も青空があって本当にいい気候なのに、福島市内の一部の子どもたちは外へ出て遊べないんですよ。それも現実ですよ。こういう現実がいつぱいある中で、今、再稼働というのは時期尚早であり、もう少し慎重に考えるべきではないかと思ってます。僕はこの言葉だけ、この一行だけ、ちょっと何とかしてくだされば、本当に全部、先ほどから提案者と一緒に、最終的には同じ考えなんですけど、よろしくお願いします。反対です。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありますか。

[挙手する者あり]

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

今も反対討論で、再稼働が問題という話をされております。先ほど議論あるように、だれもがこの原発、安全神話が崩れたということで、原発をなくしてほしいという気持ちは日本国民すべてかなと思いますけど。このままいけば、13カ月に1回はもう原発をとめて点検に入るということで、このままいけば、来年の夏の電力の需要のときには、来年春にはすべてとまってしまうということで、再稼働、特に安全を確保して再稼働していかなければ、やっぱり電力の供給が満たされないということになると思います。

だから、我々、今これ平和に、きょうも電気がつき、またクーラーがついて、ずっとそのように電気が供給されてこうやってずっとおるわけですけど、これ当たり前のようにしておりますけど、やっぱりそれのためには石油を燃やしたり、天然ガスを燃やしたり、またこの原発で電気をつくったりして、こうやって電気が供給されておるわけで、再稼働がどうのこうの言われますけど、もう安全を確実にされて、再稼働を一つ一つしていく。また、それからエネルギーを変えて、将来については原発をなくしていく、そういう道が、筋が、これから政府、そのようにお願いしたいわけですけど、そのように私は考えます。それで、よって、この再稼働をこだわられますけど、私はそのような観点で賛成をいたします。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、発議第7号 電力の安定供給並びに地域独自の新エネルギー導入促進を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20 発議第8号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第20、発議第8号 森林・林業の再生に向けた継続的・安定的な財源確保を求める意見書についてを議題といたします。

発議第8号について、提出者に説明を求めます。

3番 黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

いろいろな事情がございまして連続の登壇となりますが、よろしく願いをいたします。

発議第8号の意見書の内容につきましては、案といたしまして皆様に配付のとおりでございます。

それでは、森林・林業の再生に向けた継続的・安定的な財源確保を求める意見書について提案説明を申し上げます。

近年、地球温暖化防止など、自然環境に対する関心が世界規模で叫ばれております。そのような中、二酸化炭素の吸収に大きな役割を果たす森林の整備は重要な課題となっております。とりわけ、市全体の約85%に当たる3万2,000ヘクタールの広大な森林を有する我が本巢市においては、その担う責任も大きく、それに加え、北部の貴重な産業でもあり、雇用創出の役割も担う林業・木材産業の再生は喫緊な課題であります。しかしながら、近年の世界的経済危機がさらに大きく起因いたしまして、木材事業の縮小と価格の低落で厳しい現状がございまして、

また、林業の現場に目を移してみますと、21年度より始まった森林・林業再生プランも、年々縮小し、今年度は前年比約50%の事業で、整備が進まない。切り捨て間伐が中止の状態、利用間伐1ヘクタール当たり5立米以上で、5ヘクタール以上の間伐と制度が変更されまして、作業道の開設がおこなわれていることから間伐をする現場がなくなってきております。森林施業地の集約化、森林経営委託契約の変更など、制度の変更が多過ぎて通年作業の障害にもなっております。また、作業路を開設、森林整備、間伐の予算縮小で作業ができず、さらに木材価格の低落により木材生産ができない。さらに、これらが要因となって、林業労働者の雇用を守ることができないなど、林業の現場からは切実な声が聞こえてきます。

よって、本巢市議会として、国に対し、森林整備加速化・林業再生事業を延長・拡充するとともに、森林・林業の再生に向けた取り組みを継続的・安定的に実施するために必要な財源確保を強く求めたいと思います。

以上をもって、発議第8号についての提案説明とさせていただきます。議員各位におかれましてはよろしく御理解をいただきまして、賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（道下和茂君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第8号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第8号 森林・林業の再生に向けた継続的・安定的な財源確保を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午後1時47分 休憩

午後2時02分 再開

○議長（道下和茂君）

休憩前に引き続きまして本会議を再開いたします。

このたび、私、一身上の都合により、議長の職を辞したいので、ただいまの休憩中、議長の辞職願を副議長に提出させていただきました。

これより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定により、除斥のため退場することとし、副議長と交代をいたします。

〔議長退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（村瀬明義君）

ただいま道下議長から議長の辞職願があり、退場されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をよろしくお願いをいたします。

お諮りします。ここで、議会議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第1として、直

ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 議会議長辞職の許可について

○副議長（村瀬明義君）

追加日程第1、議会議長辞職の許可についてを議題といたします。

まず、書記に辞職願を朗読をさせます。

○議会事務局書記（安藤正和君）

平成23年9月29日、本巣市議会副議長様。本巣市議会議長 道下和茂。辞職願。今般、一身上の都合により、議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。以上です。

○副議長（村瀬明義君）

お諮りします。道下和茂君の議長辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

今、辞職、辞表を提出をされましたけれども、遅かったかなというような気がしておりますので、大いに結構かと思えます。

○副議長（村瀬明義君）

異議なしと認めます。したがって、道下和茂君の議会議長辞職の許可については、許可することに決定をいたしました。

議会議長辞職の許可について終了しましたので、道下和茂君の入場を許可します。

〔議長入場〕

道下和茂君に申し上げます。道下和茂君の議長辞職を許可することに決定をいたしました。

道下和茂君は登壇し、ごあいさつをお願いをいたします。

○9番（道下和茂君）

議長辞任に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

22年の9月定例市議会におきまして、議員各位の温かい御支援によりまして御推挙をいただき、市議会議長の職につかせていただきました。

この間、微力ではありますが、明るい市政の確立、円滑な市議会の運営に精進してまいったつもりではありますが、何分にも力及ばず、皆様方の御期待に十分添い得なかったこと、まことに申しわけなく思っております。

幸いにいたしまして、先輩同僚議員から格別の御支援、御協力をいただき、また市長を初め理事者各位からも手厚い御支援と御指導を賜りまして、おかげをもちまして本日まで大過なくその職責

を果たしましたことをまことに感激に絶えず、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

どうか皆様におかれましても御自愛の上、市政のため、なお一層の御尽瘁をくださいますようお願いいたしますとともに、私に対しましても今後一層の御高配を賜りますことを心からお願いを申し上げ、議長辞任のあいさつといたします。本当に皆さん、ありがとうございました。

○副議長（村瀬明義君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。ここで、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

追加日程第2 議会議長の選挙について

○副議長（村瀬明義君）

これより追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

立会人を指名します。

〔「ちょっと議長」と呼ぶ者あり〕

鏝本君。

発言してましたので。

〔「議長、進行」と呼ぶ者あり〕

選挙の宣言後、発言を例外的に認めることはできませんので。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

〔「進行やて、進行」と呼ぶ者あり〕

〔「ちょっと待ちなさい」と呼ぶ者あり〕

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

立会人を指名します。

〔「いいですか。選挙については、議長選の選挙については。それおかしいわ」と呼ぶ者あり〕

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号9番 道下和茂君と10番 中村重光君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載してください。

[投票用紙配付]

[「会議規則で選挙に関することは、発言は許されとるんだけど」と呼ぶ者あり]

[「議長の指示や」と呼ぶ者あり]

[「ちょっと休憩だけお願いしたい、議長。どうみても議運の委員長どうだい。要するにルールや。選挙に対するこの方法とかルールにおいては、議会規則で発言を許されてるの」と呼ぶ者あり]

[「さっき、ルールとして、選挙でやって、そうやってやるってことで話して決定したんです」と呼ぶ者あり]

[「決定はまだしとらへんで、従来どおり。従来どおりというのは、何をもって従来どおりかを聞くのも選挙のルール」と呼ぶ者あり]

[「選挙を投票でやるということで」と呼ぶ者あり]

[「だから投票も、立候補があるのか、推薦があるのかを聞くのもルールなんだ。だから、そのことも発言をさせないというのは、議長職の乱用」と呼ぶ者あり]

暫時休憩いたします。

午後 2 時 12 分 休憩

午後 2 時 16 分 再開

○副議長（村瀬明義君）

再開をいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[発言する者なし]

配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、1 番議員から順番に投票をお願いいたします。

[投 票]

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

それでは、選挙の結果を報告をいたします。

投票総数18票、うち有効投票16票、無効投票2票。

有効投票中、遠山利美君10票、大西徳三郎君6票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、遠山利美君が議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま、議長に当選されました遠山利美君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

遠山利美君は登壇し、ごあいさつをお願いをいたします。

○新議長（遠山利美君）

ただいま皆さん方の御推挙をいただきまして、議長に就任することになりました。もとより未熟ではございますけれども、精いっぱい頑張っていきますので、どうかひとつよろしくお祈いします。

大変、最近の日本の状況を見ましても、ますます状況がよくなるというような非常に不透明な今状況でございます。そういう中におきまして、我々もちょうど振り返ってみれば任期のちょうど中ほどに來ました。特に、これからはそういう状況の中でございますので、しっかりと議員として、また執行部とお互いにやっぱり知恵を出していかないと、なかなかこれからの行政というのは住民の負託にこたえられないと思いますので、どうかひとつ今後ともよろしくお祈いしたいと思ひます。

どうか議員の皆様方におかれまして、健康に十分留意され、これからの議員活動、また議会運営につきまして、ぜひとも協力をよろしくお祈い申し上げまして、簡単ではございますけれどもあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお祈いします。

○副議長（村瀬明義君）

これで、私の職務はすべて終了しました。御協力ありがとうございました。

新議長、遠山利美君に議長席へお祈いいたします。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（遠山利美君）

これより、私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお祈いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時27分 休憩

午後2時34分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

ただいまの休憩中に、村瀬明義君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。ここで、議会副議長の辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会副議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3 議会副議長辞職の許可について

○議長（遠山利美君）

追加日程第3、議会副議長辞職の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、村瀬明義君の退場を求めます。

〔副議長退場〕

書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（安藤正和君）

平成23年9月29日、本巣市議会議長様。本巣市議会副議長 村瀬明義。辞職願。今般、一身上の都合により、副議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。以上です。

○議長（遠山利美君）

お諮りします。村瀬明義君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、村瀬明義君の議会副議長辞職の許可については、許可することに決定しました。

議会副議長辞職の許可についてが終了しましたので、村瀬明義君の入場を許可します。

〔副議長入場〕

村瀬明義君に申し上げます。村瀬明義君が副議長を辞職することは許可することに決定しました。村瀬明義君は登壇し、ごあいさつをお願いします。

○11番（村瀬明義君）

今回、1年間皆さん方の御指導のもとに、副議長という大役を務めさせていただきました。短い期間ではございましたが、皆さん方にお世話になり、本当にありがとうございました。

○議長（遠山利美君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。ここで、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに副議長の選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4 議会副議長の選挙について

○議長（遠山利美君）

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号11番 村瀬明義君と12番 若原敏郎君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。投票用紙に被選挙人の氏名のみ記載してください。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、うち有効投票18票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、高橋勝美君11票、若原敏郎君7票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は5票です。したがって、高橋勝美君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

ただいま副議長に当選された高橋勝美君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

高橋勝美君は登壇し、ごあいさつをお願いいたします。

○新副議長（高橋勝美君）

一言ごあいさつ申し上げます。

皆様方の御支持をいただきまして、副議長という大役を仰せつかりまして大変ありがとうございます。議長を補佐して、議会運営の円滑に進むように職務を遂行したいと考えております。それには、また皆様方各位の御支持をいただき、また援助をいただかないと議会運営として大変難しいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

それとまた、行政と議会が両輪となりまして進めていきたいということに努めたいと、かように思っております。どうか今後ともよろしくお祈りをいたします。どうもありがとうございました。

○議長（遠山利美君）

議事の都合により、暫時休憩します。

引き続き全員協議会を開催します。全員協議会室に御参集ください。

午後2時50分 休憩

午後4時27分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

本日の会議時間は、議事進行の都合により延長します。

日程第21 常任委員会委員の選任について

○議長（遠山利美君）

日程第21、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

総務企画委員会に道下君、中村君、村瀬君、若原君、上谷君、私、遠山です。文教福祉委員会に黒田君、高田君、高橋君、後藤君、大西君、鵜飼君、以上6名、産業建設委員会に江崎君、鏑本君、船渡君、白井君、安藤君、瀬川君、以上6名です。以上の6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより、常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。総務企画委員会は全員協議会室、文教福祉委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室をお使いください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは暫時休憩します。

午後4時28分 休憩

午後4時43分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

総務企画委員会委員長 若原敏郎君、副委員長 村瀬明義君、文教福祉委員会委員長 後藤壽太郎君、副委員長 高田文一君、産業建設委員会委員長 安藤重夫君、副委員長 江崎達己君、以上のとおりです。

日程第22 議会運営委員会委員の選任について

○議長（遠山利美君）

日程第22、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私から指名いたします。

高橋勝美君、道下和茂君、中村重光君、村瀬明義君、後藤壽太郎君、鶴飼静雄君、以上6名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。議会運営委員は第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは暫時休憩します。

午後4時45分 休憩

午後4時49分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

議会運営委員会委員長 鵜飼静雄君、副委員長 高橋勝美君、以上のとおりです。

暫時休憩します。

午後4時50分 休憩

午後4時51分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。先ほどの休憩中、議会だより編集特別委員会委員、船渡洋子君、臼井悦子君、村瀬明義君、高橋勝美君、江崎達己君、以上5名から、一身上の都合により、辞職願が提出されました。

ここで、議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第5とし、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第5とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第5 議会だより編集特別委員会委員辞職の許可について

○議長（遠山利美君）

追加日程第5、議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、船渡洋子君、臼井悦子君、村瀬明義君、高橋勝美君、江崎達己君の退場を求めます。

〔4番 船渡洋子君、5番 臼井悦子君、11番 村瀬明義君、7番 高橋勝美君、1番 江崎達己君 退場〕

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員、船渡洋子君、臼井悦子君、村瀬明義君、高橋勝美君、江崎達己君、以上5名の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員、船渡洋子君、臼井悦子君、村瀬明義君、高橋勝美君、江崎達己君、以上5名の辞職の許可については、許可することに決定しました。

議会だより編集特別委員会委員辞職の許可についてが終了しましたので、船渡洋子君、臼井悦子君、村瀬明義君、高橋勝美君、江崎達己君の入場を許可します。

〔4番 船渡洋子君、5番 臼井悦子君、11番 村瀬明義君、7番 高橋勝美君、1番 江崎達己君 入場〕

船渡洋子君、臼井悦子君、村瀬明義君、高橋勝美君、江崎達己君に申し上げます。船渡洋子君、臼井悦子君、村瀬明義君、高橋勝美君、江崎達己君の議会だより編集特別委員会委員辞職を許可することに決定しました。

ただいま議会だより編集特別委員会委員が欠けました。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6とし直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第6 議会だより編集特別委員会委員の選任について

○議長（遠山利美君）

追加日程第6、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

江崎達己君、黒田芳弘君、高橋勝美君、若原敏郎君、鶴飼静雄君、以上5名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより、議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。議会だより編集特別委員は第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは暫時休憩します。

午後4時56分 休憩

午後5時08分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

議会だより編集特別委員会委員長 鶴飼静雄君、副委員長 江崎達己君、以上のとおりです。

お諮りします。本日、黒田芳弘君、船渡洋子君、後藤壽太郎君、大西徳三郎君、鶴飼静雄君、以上5名の方が、もとす広域連合議会議員を辞職されました。よって、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

異議なしと認めます。したがって、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7とし、選挙を行うことに決定しました。

追加日程第7 もとす広域連合議会議員の選挙について

○議長（遠山利美君）

追加日程第7、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙方法については、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推薦の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名推薦の方法については、議長が指名することに決定いたしました。

もとす広域連合議員に、船渡洋子君、高田文一君、道下和茂君、村瀬明義君、後藤壽太郎君、以上の5名の方を指名します。

お諮りします。ただいま私が指名した方を、もとす広域連合議会議員の当選人と定めることに、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、船渡洋子君、高田文一君、道下和茂君、村瀬明義君、後藤壽太郎君、以上5名の方が、もとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、もとす広域連合議会議員に当選された船渡洋子君、高田文一君、道下和茂君、村瀬明義君、後藤壽太郎君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

閉会の宣告

○議長（遠山利美君）

以上で本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成23年第4回本巢市議会定例会を閉会といたします。25日間にわたり、大変にお疲れさまでした。どうもありがとうございました。

午後5時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

新 議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員